



お知らせ

**令和4年度固定資産税
評価額等が確認できます**

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
所有する土地や家屋の評価額等を、市内のほかの土地や家屋と比較できます。

期間 5月31日(火)まで

対象 市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税者および代理人

費用 無料
持ち物 本人確認ができるもの(運転免許証等)

※代理人の場合は委任状、法人の場合は社員証等が必要です。

固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧
固定資産税の価格等、詳しい

課税内容を確認できます。

期間 令和5年3月31日(金)まで

対象 納税義務者、同一世帯の親族、借地人、借家人および代理人

費用 無料

※写しや証明を発行する場合は、別途費用がかかります。

持ち物 閲覧ができる人であるか確認ができるもの(賃貸借契約書・登記事項証明書)、本人確認ができるもの(運転免許証等)

※代理人の場合は委任状が必要です。

※法人や相続人の場合などは別途必要書類が生じる場合があります。あらかじめご相談ください。

縦覧および閲覧場所・問い合わせ

税務課資産税担当(1階⑫番窓口)

クロスボウの所持禁止

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、3月15日からクロスボウの所持が原則禁止・許可制となりました。3月15日時点で所持しているクロスボウに限り、9月14日(水)までに、次のいずれかの措置を執ることで、所持し続けることができます。

- 所持許可を申請する
- 廃棄する

○適法に所持できる人に譲り渡す

※いずれの措置も執らずに9月15日(木)以降も所持し続けた場合は不法所持となり、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

※クロスボウを処分したい場合は、無償で引き取りを実施しています。詳しくは、左記または飯能警察署(☎972-0110)にお問い合わせください。

お問い合わせ 埼玉県警察本部保安課
☎048-832-0110

特別弔慰金の手続きはお済みですか

戦没者等遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)を受け取るためには、請求手続きが必要です。請求期限を過ぎると特別弔慰金を受け取ることができなくなります。まだ手続きをしていない人は、早めの請求手続きをお願いします。

支給対象

令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受けられる人がいない場合に、次の順番で戦没者死亡当時の遺族1人**特別弔慰金支給の順番**

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

令和4年度の国民年金保険料



4月からの令和4年度国民年金保険料は、月額1万6,590円です。

前納すると割引があります

令和4年度の保険料1年分(4月分～5年3月分)を現金払いで前納すると3,530円の割引となり、6か月分(4月～9月分または10月～5年3月分)を現金払いで前納すると810円の割引となります。

利用する人は、日本年金機構から4月上旬に送付される納付書の中に、1年前納や6か月分前納の納付書も入っていますので、5月2日(月)までに納めてください。

2年前納の現金払いもお得です

2年分(4月～6年3月分)を現金払いで前納すると1万4,540円の割引となります。この納付書は4月上旬に送付されないため、希望する人は4月中旬までに下記へお申し出ください。

問い合わせ 所沢年金事務所
☎04-2998-0170



②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父(4)兄弟姉妹(母(4)兄弟姉妹)

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。

④①～③以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有して

いた人に限ります。

支給内容 額面25万円(年額5万円)の5年償還の記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)

下水道につながたら届け出を

下水道の使用を開始または廃止した場合は「使用開始(休止・廃止・再開)届」の提出が必要。なお、下水道の使用開始後は、汚水排出量に合わせた下水道使用料を水道料金と併せて納めていただくこととなります。

汚水排出量(使用水量)の算定方法

- 水道水使用の場合
水道水の使用水量
- 井戸水だけ使用の場合
世帯員(同居人を含む)1人につき1か月5m³
- 水道水と井戸水を併用の場合
水道水の使用水量と世帯員1人につき1か月2・5m³の合計

※井戸水の使用で世帯員の変更が生じた場合は、左記へ連絡してください。

問い合わせ 下水道課業務担当
☎989-2771



子ども医療費支給制度のご案内

中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成しています。

登録手続き 異動日(出生・転入日)の翌日から数えて15日

以内に左記へ
登録に必要なもの 保護者の身分証明書、保護者・子どものマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、子どもの健康保険証、保護者名義の振込先の口座情報

※住所、健康保険、振込口座や保護者等に変更がある場合は、届け出が必要です。
受給方法(どちらか一方)
◆受給資格証(水色)と健康保険証を日高市・飯能市の医療機関窓口にて提示すると、保険診療による一部負担金の窓口での支払いがなくなります。

◆次のいずれかの場合は、医療機関窓口にて医療費を支払った後、「日高市子ども医療費支給申請書」に医療機関ごと子どもごと、加入健康保険ごとに1か月分の領収書を添付し、受診した月の翌日以降に申請してください。領収日の翌日から5年経過した場合は申請できません。

- 日高市・飯能市以外の医療機関で受診したとき
- 窓口を受給資格証を提示しなかったとき
- 1つの医療機関で1か月に2万1000円以上の一部負担金を支払ったとき
- 日高市・飯能市で、この制度を取り扱わない医療機関で受診したとき

診したとき

※幼稚園、保育所(園)、学校の管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となる場合は、支給できません。

申請場所

左記(郵送可)、各出張所、保健相談センター
※中学校を卒業した子どもの受給資格証は、左記または出張所へ返却をしてください。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

4月6日から15日までは春の全国交通安全運動です

一人一人が、交通ルールを守り、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう注意しましょう。

統一行動日

- 4月7日(休):歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日
- 4月8日(金):自転車安全利用の日・交通事故死ゼロを目指す日

問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当



教育相談室だより:491

「いつもみてるよ」

うらかな光が注ぐ、春が訪れました。黄色い菜の花が、これから始まるうとして新しい一年を祝うかのように心を和ませ、背中を押してくれるような気がします。

4月は入学・進級の季節です。特に入学する小学1年生にとっては、ピカピカのランドセルや大勢の友達、広い校舎など、小さな心の中で期待を膨らませる一方、新しい生活にふと不安がよぎることも事実です。

大切なことは「不安があっても勇気をもって頑張ろう」と思う気持ちです。この気持ちは毎日の学校生活の中でいろいろなき験を通して成長していきます。そして、家庭で今日の出来事を聞いてもらう

- 褒めてもらう
- スキンシップをしてもらう
- かまってもらう

この4つをしてもらうことで小さな心は大きく成長します。子どもは「受け止めてもらえた」と安心し、「これでいいんだ」という自己肯定感が育まれます。○自分を好きになる ○自信がつく

○自分で切り開こうとする
○自分がかかる
等にもつながります。そして、何度も同じことを繰り返し積み重ねながら、成長していきます。一つ一つの小さな子どもの声を受け止めましょう。子どもが自信や意欲を持って頑張れるように学校や家庭・地域の人とのつながりを作り、ともに子どもたちを守り育てていきましょう。

優しい春の日差しを体いっばいに浴びるように、ぽかぽかの温かい心で小さな子どもたちを包んであげてください。

「いつもみてるよ」

子どもの心を温かくし、勇気が湧いてくる。まるで魔法みたいですね。

